



事業等のリストと評価について（第2回）

活動または事業名称	うみがめ館		保全協議会			今後の方針	
	対応状況	必要度とその理由	対応状況	備考（・）と懸念（※）	緊急性と実施者（案）		
① モニタリング(上陸産卵頭数、ふ化個体数)	・上陸頭数と場所の記録	◎※1 ○基礎データは保全活動に必要不可欠。 ○踏圧のおそれのある産卵巣については保護する必要がある。 ※1すべてに対応しようとするのは予算、人材確保の面から非現実的。	×		※上陸頭数～脱出頭数まで一連の流れとして把握する必要がある。それぞれは関連しており、単独で把握しても意味がない。	高	【環境省(MW事業)・連絡協議会】
	・産卵行動の成否及びその理由の記録	◎※1 ○基礎データは保全活動に必要不可欠。 ○繁殖行動に影響する要因を調べる必要がある。	△	【県・町】ウミガメ保護監視業務	※データ量が小さい。一方で、事業費や人材確保の面からすべての個体を調査することは非現実的。 ※他の主体組織がカバーしたとき、もともと実施している保護監視業務とバッティングしてしまう。	高	【環境省(MW事業)・連絡協議会】 【県・町】ウミガメ保護監視業務
	・標識個体の記録	○※1 ○1個体が1シーズンに複数回上陸するため、上陸回数の把握だけでは個体数のモニタリングはできない。	×			低	
	・ふ化個体数の計測、ふ化率と脱出率の把握	◎※1 ○ふ化環境が健全に保全されているか把握する必要がある。 ○(海岸占有している)保護柵の評価を行う必要がある。	×			高	【環境省(職員直営)】
② モニタリング(繁殖環境)	・砂中温度(植生帯、中間帯、浜帯)の測定	○ ○ウミガメの性比は砂中温度に依存するため重要。	×		・子ガメの性比は砂中温度から推定している。	低	
	・海水温の測定	△ ○他のデータと組み合わせることで産卵行動に関する考察の基礎材料とできる。 ×研究要素が強い。	×		・気象庁提供の海水温データを用いることが可能。	—	
	・浜の定点カメラ撮影(1回/月)	◎ ○繁殖環境の状態を把握することは重要。	○	【環境省】浜の定点カメラ撮影(1回/月)	・うみがめ館の定点があるなら引き継ぐべき。 ・保全対象が浜であることを忘れてはならない。	低	【環境省(職員直営)】
③ モニタリング(利用状況)	・入浜者数の計測(カウンター、人による計測)	○ ○保護と利用の両立のために参考となる基礎データが必要。 ○夜間の立ち入り数を計測することができる。	△	【連絡協議会】観察会来訪者数カウント		低	(日中)? (夜間)【連絡協議会】 (深夜～早朝)?
④ モニタリング(研究)	・回帰状況に関する研究など	△ ○30年以上実施してきたことであり、学術的価値は高い。 ×研究要素が強い。	×			—	
⑤ 繁殖環境保全	・遮光板、遮光林の管理	○ ○人の影響(光)による繁殖行動への悪影響は取り除くべき。	△	【財団】遮光林管理の業務委託	※委託先の検討が必要	低	
	・海岸清掃	○ ○漂着ゴミが繁殖の妨げになるほか、国立公園の風致上の支障となる。	○	【全体】保護柵設置後の海岸清掃のほか、各イベントに参加		低	※新たに検討する必要性はあまり感じられない。
⑥ 卵の移植	・踏圧や流出のおそれのある産卵巣の保護(保護柵・移植)	○ ○踏圧のある場所では着しくふ化率が低下し、種の存続に影響する。	△	【全体】保護柵設置	・踏圧のおそれのある場所の扱いを考える必要がある。 ・浜の減少による影響(波にさらわれる)については考慮の必要がある。	低	【全体】保護柵 ※移植の基準については要検討。
⑦ ウミガメの救出	・岩礁帯にはまった個体の救出	△ ×昔から海に帰れずに死んでいくウミガメはいたはず。また、ウミガメの死体が生態系に与える影響もあるはず。	×		・浜の減少による影響は考慮する必要あり。 ※通報があった場合の対応を用意しておく必要がある。	高	※通報先の受け皿は必要
⑧ 夜間の浜見回り	・観察ルールを守らない利用者に対する指導	◎※1 ○AM1:00-5:00も繁殖行動に重要な時間帯。観察ルールを守らない利用者に対する指導や案内等が必要。 ○適正な利用のあり方の検討が保全協議会の目的。	△	【環境省】MW事業「利用適正化業務」 【県・町】ウミガメ保護監視業務 【連絡協議会】観察会スタッフの巡視	・調査員がいるときいないときで、どれだけの変化があるか未知数。 ・夜間の利用がどの程度増加するか把握する必要がある。 ※一部対応できているが、業務時間外は対応できない。	高	【環境省】MW事業「利用適正化業務」 【県・町】ウミガメ保護監視業務 【連絡協議会】観察会スタッフの巡視
⑨ 砂浜の回復		○ ○目的に「繁殖環境の保全」とある。	×		・まずは認識を共有し、専門家の意見を聴取する必要がある。	低	
⑩ 普及啓発	・屋久島のウミガメに関する講演依頼対応	△ ×保全協議会として実施する必要性は低い。	×		・保全協議会として実施する必要性は低い。	—	
	・うみがめ通信の発行やHP運営などによる活動PR	○ ○日本代表として保全の取り組みを広めていく義務がある。 ○活動を広めることでルールへの理解者や協力者を増やすことにつながる。	○	【環境省】MW事業「ルールガイド」 【県】保護監視業務のHPへの掲載 【町】町報での呼びかけ	・A4一枚紙程度で観察会会場に保全協議会の活動を掲示する?	低	【環境省】「ルールガイド」 【県】保護監視業務のHPへの掲載 【町】町報での呼びかけ
	・資料館の運営、(資料館内での)レクチャー	△ ×保全協議会として実施する必要性は低い。	△	【連絡協議会】ウミガメ観察会の実施		—	
⑪ 環境教育	・小学校出前授業(放流会、講習)や資料館来訪者向けレクチャー (・夜間臨時会館)	○※1 ○環境教育は次世代に保全活動を継承する重要な活動。 ×保全協議会としてどこまでカバーするか要検討。	△	【連絡協議会】ウミガメ観察会の実施	・放流活動は保護活動や研究の延長(ピット取り付け)で行っている。	低	【連絡協議会】ウミガメ観察会の実施
⑫ 他機関とのコミュニケーション	・専門知識の蓄積 ・人材確保、資金調達	○ ○専門知識は保全活動に重要。 ×人材確保を保全協議会として実施する必要性は低い。	×	【連絡協議会】観察会実施員の募集		—	
⑬ 人材育成	・調査、研究、観察会ルールの指導	○ ○保全活動は継続的に行っていくことが重要。そのためには技術や精神を後世に伝えることが必要。 ※すべてをカバーする必要性は低い。	×		・連絡協議会には今後、ウミガメの知識やエコツーリズムに関するスキルも身に付けてもらう。 ・観察会実施者に対する観察ルールや各種法令の指導は必要。	低	【環境省、鹿児島県、屋久島町、連絡協議会】 連絡協議会向け直前レクチャーの実施?
⑭ 観光への寄与	・資料館の運営、レクチャー	△ ×保全協議会として実施する必要性は低い。	△	【連絡協議会】ウミガメ観察会の実施	・夜間のみならず昼間に集落を訪れる仕組みづくりが必要。 ※保全協議会としては適切な利用を推進することで寄与する。	—	
⑮							